

令和 3 年(2021 年)5 月 28 日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
家庭保育のお願いについて（再周知）**

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
現在、北海道では「緊急事態宣言」が発令されておりますが、市内の感染状況にはいまだ大きな改善が見られず、この度、緊急事態宣言の対象期間が6月20日（日）まで延長されました。

このような状況から、感染防止対策として、さらに児童クラブでの密集を緩和できるよう、保護者の皆様へは下記のとおり引き続き可能な範囲で家庭での保育にご協力いただくよう、改めてお願い申し上げます。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

また、児童会館の利用停止の基準につきましても、市立小学校の基準を踏まえ、一部変更しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

5月から引き続き、令和3年6月20日（日）までの間、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護などで保育が必要な方におかれましては、引き続きご利用の児童会館又はミニ児童会館で保育を行います。

2 利用停止等の基準について

「【別紙】新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」のとおり、一部変更いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

利用停止の基準に該当する状況になった場合は、必ずご利用の児童会館又はミニ児童会館までご連絡ください。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel.011-211-2989）